

## 須賀川市物価高騰対策中小企業・小規模事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等の影響に起因するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の中小企業・小規模事業者等を支援するため、須賀川市物価高騰対策中小企業・小規模事業者等支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる中小企業・小規模事業者等（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者又は個人事業主（農業を除く。）であること。
- (2) 市内に本店、支店、営業所、店舗又は作業所のいずれかを有すること。
- (3) 申請日時時点で営業実績が1か月以上あり、今後も営業継続の意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者の代表者、役員、使用人、その他従業員、構成員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号までに該当する者
- (2) 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

(支援金の額)

第3条 給付対象者に対して交付する支援金の金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市内の店舗又は事業所に勤務する従業員数（役員を除く。）が0～9人 1店舗又は1事業所につき6万円
- (2) 市内の店舗又は事業所に勤務する従業員数（役員を除く。）が10～29人 1店舗又は1事業所につき12万円

(3) 市内の店舗又は事業所に勤務する従業員数（役員を除く。）が30人以上 1店舗又は1事業所につき18万円

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに須賀川市物価高騰対策中小企業・小規模事業者等支援金交付申請書（第1号様式）を、店舗又は事業所毎に作成し、市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、須賀川市物価高騰対策中小企業業・小規模事業者等支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により別表に定める時期に申請者に通知するものとする。

2 支援金は、申請者が指定する金融機関口座に申請書受理月に応じ、別表に定める振込時期に振込むものとする。

3 支援金の交付は1店舗又は1事業所につき1回限りとする。

(調査及び報告)

第6条 市長は、支援金の適正かつ効果的な執行を期するため、必要に応じて申請者に対し支援金の執行状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。

(1) 交付の要件に該当しない事実、不正等が発覚したとき。

(2) この要綱の規定に反したとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当でないとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

申請書受理月	交付 (不交付) 決定通知	振込時期
令和4年11月受理分	令和4年12月中旬	令和4年12月下旬
令和4年12月受理分	令和5年1月中旬	令和5年1月下旬
令和5年1月受理分	令和5年2月中旬	令和5年2月下旬